

2 高齢者のための福祉サービス

高齢福祉サービス

問い合わせ先
播磨町役場 福祉グループ TEL.079-435-2361
播磨町地域包括支援センター TEL.079-435-1841

生活支援型ホームヘルパー(ホームヘルプサービス)

身体が虚弱な高齢者など身体上または精神上軽度の障害があつて日常生活を営むのに支障がある高齢者の方に、健全で自立した生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣します。

- 対象となる方** 介護保険の対象ではないが、日常生活上援助が必要と認められる、概ね65歳以上の要援護高齢者のいる世帯
- サービスの内容** 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、外出時の援助、生活等に関する相談および助言など。
- 利用方法**
 - ①派遣できる曜日は、月曜日から日曜日です。(ただし12/29~1/3は除きます)
 - ②派遣できる時間帯は、午前7時30分から午後9時までの間です。
 - ③利用できる回数は、1週間につき最大2回(1回当り1時間まで)
- 利用料金** 自己負担は介護保険制度の介護報酬額の2割に相当する額です。



訪問理美容サービス事業

家庭でねたきりの状態にあり、外出が困難な高齢者や重度心身障がい者の方に理美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを行います。

- 対象となる方** 町内に住所を有し、外出が困難な高齢者または重度心身障がい者(身障手帳1、2級または療育手帳A判定)で、次のいずれかに該当する方
 - ・概ね65歳以上のひとり暮らしの方、概ね65歳以上の方のみの世帯
 - ・重度心身障がい者のひとり暮らしの方、重度心身障がい者のみの世帯 など
- 利用料金** 次のサービスに応じそれぞれ自己負担が必要です。
 - カット500円 ● 顔そり500円 ● シャンプー 1,000円
 - ※平成25年度からカットが1,000円に変更となります。(ただし丸刈りは500円です。)
- 訪問の条件** 訪問時に家族等による付き添いが必要です。
- 利用回数** 年間に4回利用できます。



寝具乾燥消毒サービス事業

日頃利用している寝具類の衛生的な管理ができていく虚弱な高齢者や障がい者の家庭に、寝具乾燥消毒車が訪問し、寝具類の乾燥消毒を行います。

- 対象となる方** 町内に居住し、寝具類の衛生管理が困難な高齢者または重度心身障がい者(身障手帳1、2級または療育手帳)で次のいずれかに該当する方
 - ・概ね65歳以上のひとり暮らしの方、概ね65歳以上の方のみの世帯
 - ・重度心身障がい者のひとり暮らしの方、重度心身障がい者のみの世帯 など
- 利用料金** 自己負担は1回当り300円
- 利用回数** 1カ月に1回利用できます。



日常生活用具の給付

要援護の高齢者の方、またはひとり暮らしの高齢者の方などに、日常生活を安心して送っていただくために必要な用具を給付します。購入後に申請されても給付対象にはなりませんので、必ず事前に相談してください。

給付用具および対象となる方	用具名	対象者
	電磁調理器	概ね65歳以上で、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者など
	火災警報器	概ね65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者
	自動消火器	概ね65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者

- 自己負担額** 生計中心者の課税状況(所得税)に応じて費用の全部または一部を負担していただきます。(生計中心者が非課税の方は無料)



あんしんボタン(緊急通報システム)

ひとり暮らしの高齢者などが急病や事故などの万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるように「あんしんボタン(ペンダントなど)」を貸与し、高齢者の日常生活の安全の確保と不安解消を図ります。
 ※3人の近隣協力者が必要です。

- 対象となる方** 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦および高齢者世帯(要介護3以上の高齢者がいる世帯に限る)
- 費用** 機器設置時に、生計中心者の課税状況(所得税)に応じた利用者負担金が必要です。(生計中心者が非課税の方は無料)



住宅改造費の助成

高齢者および心身障がい者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送ることができるように高齢者などに対応した既存住宅の改造に要する費用を助成します。

※工事完了後の申請に対しては、助成できませんので、必ず事前にご相談ください。



【一般型】	対象	60歳以上の方がいる世帯(所得による制限があります。)	
	助成内容	助成対象	高齢者に配慮した住宅の改造(3カ所以上の改造を行い、かつ指定する必須工事を行うこと。)
		助成対象限度額	100万円(改造箇所ごとに限度額があります)
		助成額	助成対象額の3分の1

【特別型】	対象	介護保険制度の要介護・要支援状態にある方または身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方がいる世帯。(所得による制限があります。)	
	助成内容	助成対象	対象となる高齢者などが自宅で日常生活を送るために必要と認められる住宅の改造(住まいの改良相談員の承認が必要)
		助成対象限度額	100万円(ただし介護保険制度などとあわせて100万円。改造箇所ごとに限度額があります)
		助成額	助成対象額の3分の1から全額(生計中心者の町民税や所得税の賦課状況により異なります)

※介護保険制度などの住宅改造費を優先して適用し、超えた額をこの制度により助成します。

成年後見制度利用支援

成年後見制度が必要であるにもかかわらず、申立てを行う人がいない場合や、申立てをする費用の負担および後見人の報酬を支払うことが困難で、補助を受けなければ制度が利用できない人を支援します。

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金の管理、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議をする場合があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

ごみの個別収集

ひとり暮らしの高齢者などでごみの排出が困難な方で、一定の要件に該当する場合は、直接自宅まで出向き、収集を行います。

- 対象となる方** 次の全ての要件を満たす方
- ①ひとり暮らしの方
 - ②介護保険制度の「認定」を受けていること、またはそれに準じた状態にある方
 - ③近隣に、ごみの排出に協力を得られる人がいないこと
- ※民生委員児童委員の意見が必要です。

- 費用** 無料
- ※入院などで長期間留守にする場合には必ず役場に連絡してください。

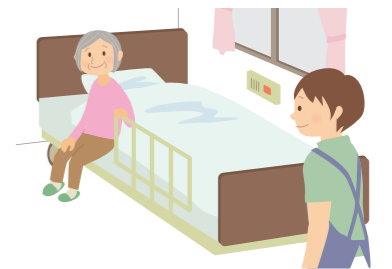


生活管理短期宿泊事業

要介護状態への進行を防ぐため、老人ホームなどへの短期間の宿泊により日常生活に対する支援を行います。

- 対象となる方** 町内に居住する概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者などで、介護保険制度で非該当にあたり、日常生活に支援の必要な方

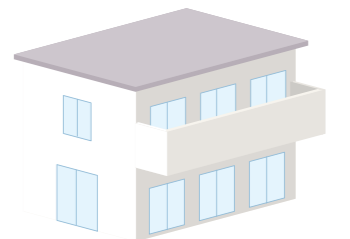
- 入所の期間** 原則として7日以内
- 入所の施設** 養護老人ホームまたは、特別養護老人ホーム
- 利用料金** 養護老人ホーム：1,381円/日
特別養護老人ホーム：1,500円/日
- ※ただし、送迎サービスはありません。



養護老人ホームへの入所

概ね65歳以上で、環境上の理由および経済的な理由により、在宅において生活することが困難な高齢者が入所する施設です。

- 費用** 本人およびその扶養義務者の負担能力に応じて費用を徴収します。



在宅高齢者介護手当

家庭でねたきりや認知症の高齢者を介護している方の精神的、経済的負担を軽減するために介護手当を支給します。

対象となる方 65歳以上でねたきり6カ月以上、または認知症の状態が常時介護が必要と認められる高齢者を主に介護されている方に支給します。(所得制限があります。)

支給額 高齢者一人につき月額10,000円(申請月から支給)とし、原則として1年間分120,000円を一括して支給します。



家族介護慰労金

家庭でねたきりや認知症の状態にある要介護高齢者などを介護している方に対して介護慰労金を支給します。

対象となる方

- ①町内に住所を有している。
- ②介護保険法に規定する要介護認定において過去1年間、要介護4または5に認定されている。
- ③過去1年間、介護保険サービスを受けていない。(短期入所生活介護および短期入所療養介護の利用が合わせて7日以内は除く)
- ④町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族。

上記4項目を全て満たしている場合に支給されます。

支給額 介護している期間が、1年を経過してから100,000円を一括して支給します。

家族介護用品給付事業

家庭で高齢者を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつや尿取りパッドなど)を給付し、介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。

対象となる方 常時おむつを必要とし、要介護4または5で、町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族

給付方法 限度額の範囲内で組み合わせた介護用品を毎月1回、町が委託した事業者が各家庭に配達します。



ショートステイ(短期入所事業)

介護保険の認定を受けていない方(日常生活が自立している方は除く)、または介護保険制度の短期入所生活介護の日数では自宅で介護を続けることが困難と認められる方で、家族の方が一時的に高齢者の介護ができなくなったとき、およびひとり暮らしで一時的に家庭での生活ができないときに、短期間老人ホームなどでお世話します。

入所の要件 病気、出産、冠婚葬祭、事故、災害、転勤、看護、学校などの公的行事への参加および休養、旅行などのための理由

入所の期間 原則として7日以内

入所の施設 特別養護老人ホームの利用となります。

利用料金 介護保険制度の介護報酬の3割または施設が決めた額の3割のいずれか安い方
※いったん全額を自己負担して頂き、後で7割を補助します。



老人(シニア)クラブ

地域の高齢者が自主的に集まり、その知識と経験を生かし、ボランティア活動や生きがいを高めたり、健康づくりのための各種社会活動を総合的に実施する会員組織です。町は、活動の助成や指導を行っています。

対象となる方 概ね60歳以上の方

申込み 地域の老人(シニア)クラブへお問い合わせください。



高齢福祉サービス

長寿祝金

長寿を祝い、次のお祝金などをお贈りします。

特別長寿祝金(町) 〈基準日:誕生日〉
満100歳……………100,000円

長寿祝金(町) 〈基準日:9月15日〉
満90歳 ----- 20,000円
満80歳 ----- 10,000円



長寿お祝い品(国、県)

満100歳を迎えられた方については県知事などが訪問し、祝状などを贈呈します。

福祉会館の利用

高齢者の健康増進、学習会、レクリエーションなどで利用できる施設です。65歳以上の方には、余暇利用者証を発行し、浴場を無料で利用することができます。

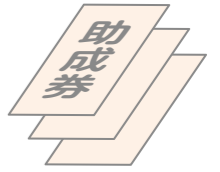
問い合わせ・申込み 播磨町福祉会館(TEL.079-437-3221)



播磨ふれあいの家利用助成券の交付

播磨ふれあいの家の宿泊料金の一部を助成します。

- 対象となる方** 町内に住所を有する方で、利用日に65歳以上の方
- 助成内容** 2,000円分の助成券を交付します。
- 助成枚数** 年間(4月1日から翌年の3月31日までの間)一人一枚限り。
- 申込み** 申込みには、印鑑が必要です。



高齢者講座(ことぶき大学)

自ら意欲的に学習する場として、各種教養講座を開催しています。

- 対象となる方** 概ね60歳以上の高齢者
- 問い合わせ・申込み** 播磨町中央公民館
(TEL.079-437-6980)



シルバー人材センター

臨時的、短期的な仕事を通して、生きがいと追加的収入を希望する高齢者に就業の機会を提供し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。

- 対象となる方** 60歳以上で健康で働く意欲のある方は、どなたでも会員になれます。
- 問い合わせ・申込み** 加古郡広域シルバー人材センター
(TEL.079-437-7386)

消費生活相談

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売や電話・インターネット関連サービスなど、業者とのトラブルに関する相談を専門相談員が受け付けています。

- 日時** 月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時
※土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く ※月曜日と木曜日は専門相談員が対応します
- 場所** 播磨町役場 住民グループ内 TEL.079-435-1999